

[学術論文]

生徒の教育記録の開示について

A Reflection on the Access to Students' Educational Records

榎 崎 洋 一 郎

Yoichiro NARAZAKI

Studies in Humanities and Cultures

No. 9

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 9号
2008年6月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN

JUNE 2008

[学術論文]

生徒の教育記録の開示について

A Reflection on the Access to Students' Educational Records

榎 崎 洋一郎
Yoichiro Narazaki

要旨 生徒の教育記録の開示に関する従来の議論では、教育の理論と実践に根ざす議論があまりなされないまま、個人情報保護条例に基づく全部開示の流れが強まった。しかし、学校・教員が児童生徒に適切な指導や公正な入試を行いたいならば、事実や評価を正確かつ適切に記載するとともに、知らせるべきでない評価は不開示にすべきである。

そこで、裁判例を素材に、評価の性質を教育学の観点から捉え直した上で、文書、項目および記載内容の不開示事由該当性を検討した。

第一に、指導要録は、児童生徒の発達段階や在学関係、文書や評価の性質を検討した。請求者が在学児童生徒の場合、①事実および知らされている評価については開示、②学習評価のうち、目標準拠評価は開示、個人内評価は教員の説明を補って開示、絶対評価と相対評価は不開示、③人物評価のうち、個人内評価は教員の説明を補って開示、絶対評価は不開示とすべきである。請求者が卒業生の場合は、①事実、②学習評価については不開示事由に該当しないが、③人物評価のうち、絶対評価は教員の説明を補って開示、個人内評価は開示とすべきである。請求者が保護者の場合は、すべての記載について教員の説明を補って開示とすべきである。

第二に、調査書は、開示制度の有無と開示の時期を検討した。①事実および知らされている評価については開示、②知らされていない評価は、合否発表前ならば不開示、合否発表後ならば開示とすべきである。

キーワード：指導要録、調査書、評価、開示、個人情報保護条例

はじめに

1990年代前半から、全国の自治体で個人情報保護条例に基づいて児童生徒の指導要録や調査書の開示請求がなされ、多くの個人情報保護等の審査会が全部開示すべき旨の答申を出した¹。ま

¹ 教育情報開示弁護団＝教育情報の開示を求める市民の会『内申書・指導要録の開示に関する審査会答申集（増補版）』（1996年）、兼子仁＝藤原淳一郎＝藤原静雄＝野村武司編『情報公開等審査会答申事例集』（ぎょうせい、1998年）を参照。

た学説では、開示消極説²と開示積極説³が激しく対立した。開示消極説の論拠は、①記載内容が通り一遍の当たり障りのないものとなり指導上の効果や入試判定材料としての有用性が減少する、②事務上の負担が膨大なものとなる、③マイナス評価の場合本人に意欲を失わせるなどの悪影響を及ぼす、④開示された評価への認識のズレから教師との信頼関係を損ないかねないというものであった。開示積極説の論拠は、①評価の公正さは、それを生徒や親に開示して彼らからの批判にさらすことによってむしろ担保される、②教師との信頼関係は、開示の結果一時的に悪化することがあっても話し合うことによってむしろ強化される、③教育上の評価は、本人に開示してこそ教育上有効に機能するというものであった。さらに裁判例では、大阪高等裁判所が平成11年11月25日判決で、指導要録と調査書の「所見」欄を含めて不開示処分を取り消す判決を下したが、最高裁判所は平成15年11月11日判決で、指導要録の「所見」欄の不開示を認める判決を下した。

ところで、従来の議論にはいくつかの問題点がある⁴。第一に、プライバシー保護や学習権保障などの権利概念の議論が先行し、指導や入試における適切かつ公正な評価の取り扱いがあまり検討されなかった。第二に、評価、指導や選考に関する情報の性質が、教育学の観点から検討されなかった。第三に、児童生徒が評価を知らされた際に受ける影響が、児童生徒の発達段階や在学関係、評価の性質の観点から検討されなかった。このように、教育の理論と実践に根ざす議論がなされないまま開示への流れが強まると、文部省（当時）や教育課程審議会は指導要録の相対評価を廃止して目標準拠評価を導入し、各都道府県の教育委員会は調査書の記載項目を簡略化するようになった。そして、児童生徒の改善すべき点が記載されなくなり、実質的に指導に役立たせられない、ただ法令に従って開示に備えるためだけに作成された、教育現場にとって意義の小さな公文書になりつつある⁵。また、平成15年に行政機関個人情報保護法が制定・施行され、教育記録も開示請求の対象に含まれることになった。しかし、学校・教員が児童生徒に適切な指導や公正な入試を行いたいならば、事実や評価を正確かつ適切に記載するとともに、知らせるべきでない評価は不開示にすべきである。場合によっては、教育記録の取り扱いのために、個人情報保護法制とは別に手続きを定めることも視野に入れて議論されてもよいであろう。

² 下村哲夫「教育情報自己開示請求」堀部政男編『情報公開・個人情報保護』ジュリスト増刊（1994年）257頁、平松毅「「内申書」及び「指導要録」開示の判断基準・再論」法と政治45巻4号（1994年）47頁、内野正幸「教育情報の開示」井出嘉憲＝兼子仁＝右崎正博＝多賀谷一照編『講座・情報公開』（ぎょうせい、1998年）455頁など。

³ 竹中勲「調査書（内申書）の本人開示請求権」産大法学25巻2号（1991年）25頁、市川須美子「教育自己情報開示請求」堀部編・前掲注2 254頁、安達和志「学校情報の開示と生徒の個人情報権」日本教育法学会年報24号（有斐閣、1995年）134頁など。

⁴ 内野正幸は、「開示請求権に関するルール作りは、何よりも教育政策論の見地から行われるべき」であり、「パターンリズムその他の見地からする慎重な留保（例外）を設けた上で、原則的開示の姿勢で検討されるべき」と述べる（前掲注2 446頁）。中嶋哲彦は、「個人情報保護条例ルートによって当事者開示が実現したとしても、教育関係者の納得を基礎にした自主的な当事者開示でなければ、子ども・青年を含めた関係者にとって幸運とは言えないかもしれない」と述べる（『生徒個人情報への権利に関する研究』（風間書房、2000年）340頁）。

⁵ 下村哲夫は、「すでに開示を控えて、指導要録や内申書の「模範文例集」が教多く刊行され、毒にも薬にもならない「名文」が幅を効かし始めている実情をご存じだろうか」と述べる（前掲注2 258頁）。それに対し、市川須美子は、「簡潔な記述のなかでのマイナス評価は、むしろ引継ぎ側の教師に予断と偏見を与え、それに気づかされていない子どもと親の側に不意打ちを与える危険性の方が高く、このような評価は、むしろ形骸化が望ましい」と述べる（『行政機関の事務・事業に関する情報—（1）教育情報』法学教室201号（1997年）27頁）。

本稿では、前述の問題点に留意し、裁判例を素材に、評価の性質を教育学の観点から捉え直し
た上で、文書、項目および記載内容の不開示事由該当性を検討する。

一 指導要録・調査書の開示をめぐる事例

本稿で検討する事例は、次頁の表の通りである。

二 評価に関する情報と個人情報保護条例

1 評価に関する情報の性質⁶

(1) 教育評価の立場

絶対評価は、本来は教員の主観的な判断による評価で、文字通り絶対者を規準とする評価を意味する。客観的な規準（観点）や基準（尺度）を示すことが難しく、とりわけ人物評価は知らせることによって児童生徒に与える影響が大きい。

相対評価は、戦前の絶対評価の主観性や恣意性を克服することを期待して導入されたものである。これは、正規分布曲線を規準にその配分率に従って評定を割り出すものであり、集団内における位置や序列を明らかにすることができる。しかし、できない子が必ず出ること、排他的な競争を常態化させること、学力の実態を打ち出さないこと、教育活動を評価できないことなどの問題点が指摘された。集団内の位置・序列は、学校・教員が選考などに役立てる評価であり、学習段階の児童生徒にとって有用なものとは言えない。

個人内評価は、評価の規準をその子どもにおいて、継続的、全体的に評価するものであり、その子ならではの学習の進展や発達のあゆみ、得意不得意や長所短所を丁寧にとらえることができる。教員が児童生徒の指導に役立てる評価であるとともに、教員や保護者との間で児童生徒に対する理解を共有するのに有用である。また、児童生徒に適当な方法で伝えることにより、長所や課題に気付かせることができる。

目標準拠評価は、すべての子どもを共通の目標に到達させることを目指すものであり、教育目標そのものを評価規準として学力の獲得状況を具体的に把握し、指導に活かすことができる。評価規準が個別に設けられているため、教員の指導だけでなく児童生徒の学習の目標や課題を明確にすることができる。

なお、最近の指導要録の改訂はいずれも「絶対評価」をキーワードにしている。しかし、平成3年の改訂における「絶対評価」は個人内評価を進めるもの、平成13年の改訂における「絶対評価」は目標準拠評価の実施を求めるものであり、戦前の絶対評価とは区別すべきである。

⁶ 教育評価の理論について、神谷育司＝酒井亮司＝杉江修治＝富安玲子編『発達と教育の心理学（第3版）』（協同出版、1997年）219-233頁、梶田叡一『教育評価（第2版補訂版）』（有斐閣双書、2002年）、田中耕治編『よくわかる教育評価』（ミネルヴァ書房、2005年）を参照。

自治体	文書	請求者	裁判所	判決	非開示部分
東久留米市	小学校 児童指導要録	卒業生	東京地方裁判所 平成6年1月31日 判例時報1523号58頁	全部非開示	各教科の学習の記録 特別活動の記録 行動及び性格の記録
			東京高等裁判所 平成6年10月13日 裁判所ホームページ	全部非開示	各教科の学習の記録 特別活動の記録 行動及び性格の記録
高槻市	高校入試 調査書	中学在学学生 出願前	大阪地方裁判所 平成6年12月20日 判例時報1534号3頁	一部非開示	総合所見
			大阪高等裁判所 平成8年9月27日 判例タイムズ935号84頁	文書不存在	
大田区	小学校 児童指導要録	卒業生 (中学生)	東京地方裁判所 平成9年1月17日 判例集未掲載	一部非開示	各教科の学習の記録「所見」欄 特別活動の記録 行動及び性格の記録
			東京高等裁判所 平成10年10月27日 裁判所ホームページ	全部非開示	各教科の学習の記録 特別活動の記録 行動及び性格の記録 標準検査の記録
			最高裁判所 平成15年11月11日 判例時報1846号3頁	一部非開示	各教科の学習の記録「所見」欄 特別活動の記録 行動及び性格の記録
埼玉県	高校入試 調査書	保護者 高校入学後	浦和地方裁判所 平成9年8月18日 判例時報1660号48頁	保護者の 請求権を 認めず	
西宮市	小学校 児童指導要録	在学児童	神戸地方裁判所 平成10年3月4日 判例地方自治187号43頁	一部非開示	各教科の学習の記録「所見」欄 行動及び性格の記録「所見」欄
		卒業生 (高校生) (中学生)	大阪高等裁判所 平成11年11月25日 判例地方自治207号65頁	開示	
	中学校 生徒指導要録	在学児童	神戸地方裁判所 平成10年3月4日 判例地方自治187号43頁	一部非開示	各教科の学習の記録「備考」欄・「所見」欄 行動及び性格の記録「所見」欄
		卒業生 (高校生) (中学生)	大阪高等裁判所 平成11年11月25日 判例地方自治207号65頁	開示	
西宮市	高校入試 調査書	卒業生 高校入学後	神戸地方裁判所 平成10年3月4日 判例地方自治187号43頁	一部非開示	スポーツテスト「備考」欄 出欠の記録「欠席等の主な理由」欄 行動及び性格の記録 各教科の学習の記録「参考事項」欄 「その他の特記事項」欄
		中学在学学生 出願前	大阪高等裁判所 平成11年11月25日 判例地方自治207号65頁	開示	
東京都	高校入試 調査書	高校在学学生	東京地方裁判所 平成13年9月12日 判例時報1804号28頁	開示	
伊東市	小学校 児童指導要録	小学校 在学児童の 保護者	静岡地方裁判所 平成14年10月31日 判例タイムズ1153号139頁	一部非開示	各教科の学習の記録「所見」欄 特別活動の記録「事実及び所見」欄 行動の記録「所見」欄 「指導上参考となる諸事項」欄

(2) 教育評価の機能

診断的評価は、学習を始めるに先立って、レディネスとしての学力を診断し、児童生徒の実態を把握するためのものであり、適応した学習指導法を決定するのに供する。例えば、学年や学期の当初、単元や学習コースの初めに行う、標準学力テストやレディネステスト、事前テストがそれである。標準検査もこれに含まれる。また、指導要録も診断的評価の資料になりうる。

形成的評価は、学習・指導の各段階で、学習の進捗や状態を把握するとともに、児童生徒と教員にフィードバックするものであり、学習の進行を促進するのに供する。例えば、学習指導中や毎時間中、数週間ごとあるいは単元ごとに行う、テストやドリル、演習、練習問題がそれである。

総括的評価は、学習・指導の終わりの段階で、学期・単元に関する児童生徒の学力の進歩や目標の達成度を把握し、評価点の基礎資料を得るものであり、カリキュラムや学習コース指導計画の改善・検討事項を明らかにすることができる。学習の内容や目標は学習指導要領によって各学年で決められ、完結するため、指導要録に記載される学習についての評価は総括的評価である。

なお、人格形成の内容や目標は基準が決められておらず、各学年で完結するものではないため、人物評価は形成的評価と言うべきである。

2 個人情報保護条例

(1) 開示請求規定の趣旨

個人情報保護条例の目的は、自治体によって表現に差はあるが、自治体の保有する個人情報の適正な取り扱いと正確かつ適切な記載内容を確保することにより、①住民個人の権利・利益を保護すること、②行政の適正かつ円滑な運営に資することに集約することができる⁷。この目的を達成する手段として、条例では、個人情報を取り扱う機関に対して情報の収集・利用・提供を制限するとともに、住民個人は自己情報の開示請求権⁸、訂正・削除請求権、利用中止請求権などが保障されている。自己情報の開示の目的は、自己情報を確認することである。もし記載内容に不正確あるいは不適切な部分があれば、訂正請求の機会を得ることができる。教育記録の開示の目的は、訂正請求の機会を得て記載内容の正確さや適切さを確保することにより、学校・教員による適切な指導を受けたり受験校による公正な入試を受けたりすることにある。

(2) 「本人に知らせないことが正当と認められるもの」の解釈

個人情報保護条例には、実施機関が開示を拒否することができる事由として、「個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの」と

⁷ 例えば、高槻市個人情報保護条例（昭和61年制定）では、「第1条 この条例は、個人情報の保護に関する市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、かつ、自己の個人情報に対する開示請求等の権利を保障することにより、公正な市政と個人の尊厳を確保し、もって市民の基本的な人権の擁護に資することを目的とする」と定める。

⁸ 例えば、高槻市個人情報保護条例では、「第13条 何人も、実施機関に対して、公文書…に記録されている自己に係る個人情報…の開示を請求することができる」と定める。

定めることがある⁹。つまり、指導要録や調査書の不開示事由該当性を判断するに当たり、開示によって児童生徒と学校・教員の関係、児童生徒の心身に与える影響などが判断基準になる¹⁰。記載の正確さや適切さを確保することにより、教育を受ける機会の保障につながるので、指導要録や調査書の性質だけでなく、各項目に記載される情報の性質と合わせて児童生徒の発達段階や在学関係を含めて慎重に検討すべきである。なお、各項目の情報の性質は不開示事由に該当しなくても、具体的な記載内容が不開示事由に該当するものがある。自治体の個人情報保護審査会では具体的な記載内容を見て審査することができるが、裁判所ではそのような審査ができない。

(3) 「公正かつ適切な行政執行の妨げになるもの」の解釈

個人情報保護条例では、おおむね「開示することにより、公正かつ適切な行政執行の妨げになるもの」と定めている¹¹。つまり、指導要録や調査書の不開示事由該当性を判断するに当たり、開示によって指導や選抜に与える影響などが判断基準になる¹²。なお、「本人に知らせることが正当と認められないもの」の規定と同様に、文書の性質だけでなく、各項目に記載される情報の性質、児童生徒の発達段階や在学関係を慎重に検討すべきである。また、この規定には「評価、診断、判定等に関する情報」の文言のない場合が多いが、文言のある場合と比べて解釈に差をつける必要はないと思われる。

(4) 情報公開条例における判断

個人情報保護条例が制定されていない自治体では、情報公開条例に基づいて自己に係る指導要録や調査書の開示請求がなされたことがある。情報公開条例は行政機関の保有する個人情報であって、特定の個人を識別できるものは開示しないことができると定めているので、自己情報の本人開示請求権の規定がない場合は問題が生ずる。しかし、個人情報に係る本人が開示請求をなしているのであれば、プライバシーが侵害されることはないから、情報公開条例に基づく個人情報の本人開示請求が認められてもよいと思われる¹³。

(5) 保護者による本人情報の開示請求

指導要録や調査書の開示請求は、在学児童生徒や卒業生の本人からなされることが多い。他方、

⁹ 例えば、西宮市個人情報保護条例（昭和63年制定）では、「第13条第2項第2号 個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの」と定める。

¹⁰ 野村武司の整理によると、教育委員会はこの不開示事由に該当する理由として、「本人への悪影響」「信頼関係の喪失と請求者本人への指導に対する支障」など主観的支障を主張する（「子どもの個人情報と開示請求」市川須美子＝安達和志＝青木宏治編『教育法学と子どもの人権』（三省堂、1998年）160頁）。

¹¹ 例えば、西宮市個人情報保護条例では、「第13条第2項第3号 開示することにより、公正かつ適切な行政執行の妨げになるもの」と定める。なお、東京都個人情報保護条例（平成2年制定）では、「第16条第2号 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき」と定める。

¹² 野村武司の整理によると、教育委員会はこの不開示事由に該当する理由として、「形骸化による資料価値の低下」「公正さ、客観性が欠けることによる資料価値の低下」など客観的支障を主張する（前掲注10 162頁）。

¹³ 同旨、内野正幸「公開できないから本人にも見せられない？」法学セミナー487号（1995年）50頁、棟居快行『憲法フィールドノート（第2版）』（日本評論社、1998年）164頁。反対、松井茂記「教育情報の公開と本人開示」国際公共政策研究4巻1号（2000年）41頁。なお、最高裁判所は、平成13年12月18日判決で、兵庫県公文書公開条例に基づく自己の分婉に関する診療報酬明細書の本人開示請求について、不開示処分は不当であると判示した（民集55巻7号1603頁）。

実際に記載内容を知りたいと思っているのは、保護者であることが推測され、いくつかの事例では保護者から開示請求がなされている。保護者には民法上の子の監護教育権と子の教育の第一次的責任がある。その保護者から教養教育や職業教育の委託を受けた政府が、公立学校を設置して最低限の条件整備を行い、その中で教員は子どもの指導・支援を行っている¹⁴。しかし、未成年者といえどもプライバシーはある。したがって、保護者あるいは法定代理人については、未成年者の発達段階や在学関係に応じて開示請求権の有無を判断すべきである¹⁵。

静岡地方裁判所は伊東市事件で、保護者からの請求はやむを得ない事情によるものであったことを理由に開示請求権を認めたが、妥当であった。浦和地方裁判所は埼玉県事件で、保護者には行政情報公開条例に基づく本人情報の公開請求権を有しないと判示したが、請求時点が卒業後であり生徒と教員の関係に影響を与えるおそれはないこと、当該調査書の用いられた入試で合格しており冷静かつ慎重に評価を受け容れられる状況にあることから、判断は妥当であった。

三 教育記録の機能と記載される情報の性質

1 指導要録

(1) 指導要録全般

指導要録は、校長が作成し、児童生徒が進学あるいは転学した場合にその抄本または写しを進学先・転学先の校長に送付しなければならない文書である¹⁶。また、児童生徒の学籍と指導の過程や結果の要約を記録し、指導や外部に対する証明に役立たせるための原簿である¹⁷。指導要録はさらに「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」に分けられ、後者には、学習についての評価、特別活動についての事実および評価、行動・性格についての評価、標準検査の結果および分析などが記載されている。なお、指導要録の様式¹⁸などは、学習指導要領に基づいて各都道府県の教育委員会が決めることになっており¹⁹、学習指導要領の改訂に伴って項目名や表記法などが変わることがある。指導要録そのものは指導に関する文書であるが、各項目には事実に関する

¹⁴ 同旨、芦部信喜＝高橋和之補訂『憲法（第3版）』（有斐閣、2002年）248頁。批判、浦部法穂『全訂 憲法学教室』（日本評論社、2000年）192頁。

¹⁵ 米沢広一は、西宮市や高槻市の個人情報保護等審査会の答申を参考に、16歳以上ならば本人のみ請求権を認める、中学生ならば親に請求権を認めるとともに本人に通知する、小学生ならば親のみに請求権を認めるという試案を示す（『教育個人情報の保護』（上）法学教室189号（1996年）57頁、（下）193号（1996年）119頁）。安達和志は、「子どもであっても当該情報の意味・内容を十分に理解できる発達段階に達している場合には、本人の意思を第一に尊重すべきであろう」と主張する（前掲注3 135頁）。中嶋哲彦によると、アメリカ合衆国の「家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律」では、満18歳以上または中等後教育機関に在籍であれば本人に請求権があるが、被扶養学生は親による開示請求を拒否することができないと定める（前掲注4 36頁を参照）。

¹⁶ 学校教育法施行規則12条の3。

¹⁷ 文部省初等中等教育局長通知平成3年3月20日付文初小第124号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学生徒指導要録の改訂について」、兼子仁編『教育小六法（平成14年版）』（学陽書房、2002年）101頁を参照。

¹⁸ 本稿で取りあげる児童指導要録の様式について、田中耕治『学力と評価の“今”を読みとく』（三学出版、2004年）178-179頁、田中編・前掲注6（樋口太郎執筆）139頁を参照。

¹⁹ 文部省初等中等教育局長回答昭和36年5月29日付委初第78号、兼子編・前掲注17 102頁を参照。

情報と評価に関する情報が記載されている。前者は、生徒を観察したり生徒と意思疎通を図ったりすることを通して得られるものである。後者は、測定や観察などを通して認識した能力や性格などを、ある規準と基準に従って数値化、記号化あるいは文章化したものである。評価に関する情報には、教員が生徒の指導に役立てるべきものもあれば、児童生徒に口頭あるいは文書によってフィードバックすべきものもある²⁰。

在学児童生徒や卒業生の本人については、発達段階や在学関係、評価の性質や表記法などを考慮して不開示事由該当性を判断すべきである。保護者については、記載内容の正確さや適切さを確保することにより、子が適切な指導を受けられるようにするため、教員の説明を併せて開示請求に応じるべきである。

(2) 学習についての評価

学習についての評価は、「各教科の学習の記録」に、数字、記号あるいは文章で記載される。東久留米市事件で問題となった小学校指導要録は、昭和46年版²¹である。「評定」欄は、平素の学習態度も考慮して絶対評価を加味した相対評価が記載されていた。「所見」欄は、各教科の評定を行う際の分析的な要素として複数の観点が設けられ、個人内評価として「○」または「×」が記載されていた。「備考」欄は、学習に対する努力や学習態度、学習の進歩が著しい教科がある場合の状況、学習に影響を及ぼす健康状況や環境状況が文章で記載されていた（個人内評価）。大田区事件、神戸市・西宮市事件で問題となった小学校指導要録は、昭和55年版である。「評定」欄は、昭和46年版とほぼ同じである（ただし、低学年は3段階）。「観点別学習状況」欄は、各教科に能力分析的な複数の観点が設けられ、その観点ごとに目標の達成状況を評価し、目標を十分達成したものは「A」、おおむね達成したものは空欄、達成が不十分なものは「B」が記載されていた。「所見」欄は、個人内評価として、昭和46年版の記載内容に加え、比較的優れている点や劣っている点、各教科の学習全体を通して見られる特徴などが記載されていた。神戸市・西宮市事件、伊東市事件で問題となった小学校・中学校指導要録は、平成3年版²²が含まれる。「観点別学習状況」欄が基本で、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」の観点につき、「絶対評価」として十分満足できるものは「A」、おおむね満足できるもの

²⁰ 内野正幸は、個人情報に「他人所有物的情報」と「自己所有物的情報」に分け、教育記録は前者に当たり、自己情報コントロール権の及ぶ余地が狭まると述べる（前掲注13 50頁）。教育記録に記載される評価は、教員が児童生徒の学力や行動を認識して記載できる形に変換したものであり、学力や行動それ自体ではないことに留意する必要がある（拙稿「生徒の教育記録の訂正について」人間文化研究8号（2007年）185頁）。

²¹ 昭和46年版の基本方針の中で、通知表には指導要録の様式や記載方法などをそのまま転用することは必ずしも適当ではないという注意があった。その背景として、「通信簿事件」がある。これは、昭和44年2月放映のテレビ番組「長谷川モーニングショー」の中で、相対評価を批判する保護者からの投書が紹介されて波紋をよび、文部事務次官（当時）が「通信簿と指導要録は別であって、前者は学校の自由に任されている」との見解を示した。それ以降、教員たちは通信簿の改革を盛んに行い、教育目標の問い直しの契機となった。田中編・前掲注6（川地亜弥子執筆）206頁。

²² 「通信簿事件」以降、通信簿と指導要録は記載が分けられたが、これが「二重帳簿」であると批判され、1990年代に指導要録の開示請求が相次いだ。平成3年版では、「指導に関する記録」について記載内容を精選して保存期間を5年に縮めた。なお、平成13年版では、相対評価を廃止して目標準拠評価を完全に導入したため、「二重帳簿」問題は解消された。田中編・前掲注6（川地執筆）207頁。

は「B」、努力を要するものは「C」が記載されていた。「評定」欄は、小学校低学年は廃止され、中学年以上は3段階の相対評価が記載されていた。「所見」欄は、個人内評価として、昭和55年版の内容に加え、学習の進歩が著しい教科がある場合の状況、心身の状況によって履修することが困難な各教科について特別の処置をとった場合の状況などが記載されていた。

東京地方裁判所および東京高等裁判所は東久留米市事件で、「評定」欄、「所見」欄および「備考」欄の非公開処分は妥当であると判示した。請求者は請求時点で28歳であり、評価を受けられる年齢に達しているから、非公開処分を取り消すべきであった。東京高等裁判所は大田区事件で、「評定」欄、「観点別学習状況」欄および「所見」欄の不開示処分は妥当であると判示した。「評定」欄、「観点別学習状況」欄については、請求者は請求時点で小学校を卒業して中学校に在学しており、評価によって受ける影響は少ないと考えられるから、不開示処分を取り消すべきであった。「所見」欄については、個人内評価であり、教員が説明すれば足りるから、不開示処分を取り消すべきであった。神戸地方裁判所は神戸市・西宮市事件で、「所見」欄および「備考」欄の不開示処分は妥当であると判示した。請求者が請求時点で当該学校を卒業していれば、教員が説明すれば足りるから、不開示処分を取り消すべきであった。請求者が当該学校に在学中であれば、指導要録そのものを開示するよりも教員が日常的な指導等の中で説明することが望ましいから、判断は妥当であった。静岡地方裁判所は伊東市事件で、「所見」欄の不開示処分は妥当であると判示した。請求者は小学校在学児童の保護者であるから、不開示処分を取り消すべきであった。

(3) 特別活動についての事実および評価

特別活動についての事実および評価は、「特別活動の記録」に記載される。事実は文章、評価は文章や記号で記載される。昭和46年版の小学校指導要録では、児童生活、学校行事あるいは学級指導への参加態度、学級会やクラブ活動の活動状況などが文章で記載されていた。昭和55年版の小学校指導要録では、昭和46年版の記載内容に加え、意欲を持って集団活動に参加し熱心に自己の役割を果たした場合には「1活動の意欲」の番号に、所属集団の発展・向上に大いに寄与した場合には「2集団への寄与」の番号にそれぞれ○が付されていた（絶対評価）。平成3年版の小学校指導要録では、「特別活動の記録」の「活動状況」欄の「学級活動」、「児童会活動」、「クラブ活動」、「学校行事」につき、該当するものに○印が記載され、「事実及び所見」欄に所属する係名や委員会名、クラブ名、学校行事における役割分担などの事実、比較的優れている点、活動の状況の進歩が著しい場合の状況などが記載されていた（個人内評価）。

東京地方裁判所および東京高等裁判所は東久留米市事件で、「特別活動の記録」の非公開処分は妥当であると判示した。事実の記載については、卒業生本人がすでに知っているから、非公開処分を取り消すべきであった。評価の記載については、請求者は請求時点で28歳であり、評価を受けられる年齢に達しているから、非公開処分を取り消すべきであった。東京地方裁判所、東

京高等裁判所および最高裁判所は大田区事件で、「特別活動の記録」の不開示処分は妥当であると判示した。事実の記載については、非公開処分を取り消すべきであった。「活動の意欲」と「集団への寄与」の評価については、請求者は請求時点で小学校を卒業して中学校に在学しているが、絶対評価であり、教員が根拠や基準を示して説明することは困難であることから、判断は妥当であった。文章で記述された評価については、個人内評価であり、教員が説明すれば足りるから、不開示処分は取り消すべきであった。静岡地方裁判所は伊東市事件で、「特別活動の記録」の「事実及び所見」欄の不開示処分は妥当であると判示した。請求者は小学校在学児童の保護者であるから、不開示処分を取り消すべきであった。

(4) 行動・性格についての評価

行動・性格についての評価や人物像は、「行動及び性格の記録」、「行動の記録」、「指導上参考となる諸事項」に記載される。事実は文章、評価は文章や記号で記載される。昭和46年版の小学校指導要録では、「行動及び性格の記録」に「評定」欄と「所見」欄が設けられていた。「評定」欄は、「健康・安全の習慣」、「自主性」、「責任感」など9項目につき、「A」、「B」または「C」（特に指導を要する）で記載されていた（絶対評価）。「所見」欄は、「評定」欄で「C」となった項目に関する具体的理由や指導方針、指導上特に留意を要する生徒の健康状況や配慮事項、校外生活における顕著な行動、趣味・特技などが文章で記載されていた（個人内評価）。昭和55年版の小学校指導要録では、「行動及び性格の記録」に「評定」欄と「所見」欄が設けられていた。「評定」欄は、「基本的な生活習慣」、「自主性」、「責任感」など9項目につき、優れたものは「A」、特徴を認めたいものは空欄、特に指導を要するものは「B」が記載されていた（絶対評価）。「所見」欄は、昭和46年版と同様である。平成3年版の小学校・中学校指導要録では、「行動の記録」に「行動の状況」欄と「所見」欄が設けられていた。「行動の状況」欄は、「基本的な生活習慣」などの項目につき、発達段階を考慮しながら特に優れていると思われるものに○印が記載されていた（個人内評価）。「所見」欄は、全体的にとらえた特徴、比較的優れている点、行動の状況の進歩が著しい場合の状況、指導上特に留意する必要があると認められる生徒の健康状況などが文章で記載されていた（個人内評価）。「指導上参考となる諸事項」は、生徒の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動などが一括して文章で記載されていた（個人内評価）。

東京地方裁判所および東京高等裁判所は東久留米市事件で、「行動及び性格の記録」の「評定」欄および「所見」欄の非公開処分は妥当であると判示した。「所見」欄に記載された事実の記載については、卒業生がすでに知っているから、非公開処分を取り消すべきであった。「評定」欄および「所見」欄の評価の記載については、請求者は請求時点で28歳であり、評価を受け容れられる年齢に達しているから、非公開処分を取り消すべきであった。東京地方裁判所、東京高等裁判所および最高裁判所は大田区事件で、「行動及び性格の記録」の「評定」欄および「所

見」欄の不開示処分は妥当であると判示した。「所見」欄の事実の記載については、非公開処分を取り消すべきであった。「評定」欄の評価の記載については、請求者は請求時点で小学校を卒業して中学校に在学しているが、絶対評価であり、教員が根拠や基準を示して説明することは困難であることから、判断は妥当であった。「所見」欄の評価の記載については、個人内評価であるが、指導要録そのものを開示するよりも教員が日常的な指導の中で説明することが望ましいから、判断は妥当であった。神戸地方裁判所は神戸市・西宮市事件で、「行動及び性格の記録」の「所見」欄、「行動の記録」の「所見」欄の不開示処分は妥当であると判示した。請求者が請求時点で当該学校を卒業して中学校あるいは高校に在学しているが、個人内評価であり、教員が説明すれば足りるから、不開示処分を取り消すべきであった。請求者が当該学校に在学中であれば、指導要録そのものを開示するよりも教員が日常的な指導の中で説明することが望ましいから、判断は妥当であった。静岡地方裁判所は伊東市事件で、「行動の記録」の「所見」欄、「指導上参考となる諸事項」欄の不開示処分は妥当であると判示した。請求者は小学校在学児童の保護者であるから、不開示処分を取り消すべきであった。

(5) 標準検査の結果および分析

標準化された知能検査の結果および分析は、「標準検査の記録」欄、「指導上参考となる諸事項」欄に数値や文章で記載される。昭和55年版の小学校指導要録では、「標準検査の記録」に「学年」欄、「検査年月日」欄、「検査の名称・結果・備考」欄が設けられていた。「検査の名称・結果・備考」欄は、検査時の条件、結果の分析的考察が記載されていた。平成3年版の小学校・中学校指導要録では、検査の結果が指数、偏差値あるいは百分段階点で記載され、その後の指導に活かすことのできる内容が具体的に記載されていた。

東京高等裁判所は大田区事件で、「標準検査の記録」の不開示処分は妥当であると判示した。請求者は請求時点で小学校を卒業して中学校に在学しているが、きわめて複雑な内容が単純な数字で表されており、標準検査について十分な理解のないまま開示すれば生徒が意欲を失ったり自信過剰になったりするおそれがあること、発達の途上にある生徒にフィードバックするのは適切ではないこと、教員が指導に役立たせるために得た情報であることから、判断は妥当であった²³。静岡地方裁判所は伊東市事件で、「指導上参考となる諸事項」欄の不開示処分は妥当であると判示した。請求者は小学校在学児童の保護者であるから、不開示処分を取り消すべきであった。

2 調査書

(1) 調査書全般

調査書は、中学校卒業後に高校などに進学しようとする生徒がいる場合、中学校の校長がその

²³ 市川須美子は、「特別の負担を課して得られた検査結果」であるから、保護者や児童生徒に説明を補って結果を知らせるべきであると述べる（前掲注3 256頁）。それに対し、内野正幸は、「教師がどんなに「説明」を尽くしても、結果を通知された側にもたらされる印象や影響は予想しがたいものになるおそれがある」と述べる（前掲注2 462頁）。

生徒の進学しようとする学校の校長に送付しなければならない文書である²⁴。また、高校入試では、学力検査の成績とともに入学者の選抜の資料とされる文書である²⁵。調査書の様式は、各都道府県の教育委員会が、毎年「高等学校入学者選抜方針」や「高等学校入学者選抜実施要項」によって決定する²⁶。調査書には、学習についての評価、行動・性格についての評価、特別活動についての事実および評価などが記載されている。調査書そのものは選考に関する文書であるが、各項目には基本的に指導要録の記載内容に基づいて事実に関する情報と評価に関する情報が記載されている。指導要録と異なり、調査書は生徒の卒業時に作成されるものであり、そこに記載される評価は高校が選考のみに利用するものであるから、学校・教員と生徒・保護者の関係に影響を与えることはあまりない²⁷。むしろ、入試の前に調査書の記載内容を知っている受験生と知らない受験生がいることのほうが問題である²⁸。

公平な入試を受けられるようにするため、出願前ならば調査書開示制度を設けて一斉に実施するべきである²⁹。制度がない場合は、請求時点が合否発表前ならば不開示、合否発表後ならば開示と判断すべきである。

(2) 学習についての評価

学習についての評価は、数字で記載される。高槻市事件で問題となった平成3年度大阪府公立高校入試調査書では、「各教科の学習の記録」欄と「学習の総評」欄が設けられていた。「各教科の学習の記録」欄は、各教科の評定が10段階の相対評価として記載されていた。「学習の総評」欄は、各教科の評定をもとに9教科の総合評価が10段階の相対評価として記載されていた。西宮市事件で問題となった平成4年度および5年度兵庫県公立高校入試調査書では、「各教科の学習の記録」に「評定」欄と「参考事項」欄が設けられていた。「評定」欄は、第1・第2学年の評定は5段階の相対評価として、第3学年の評定は10段階の相対評価として記載されていた。「参考事項」欄は、成績の変動の著しい教科の所見、特に優れている教科についての特記事項などが記載されていた。東京都事件で問題となった平成9年度の東京都公立高校入試調査書では、「特

²⁴ 学校教育法施行規則54条の4。

²⁵ 学校教育法施行規則59条。

²⁶ 文部省初等中等教育局長回答昭和27年11月28日付、兼子編・前掲注17 114頁を参照。

²⁷ これに対し、国立大学協会は、大学入試の調査書の「指導上参考となる諸事項」と「備考」欄の記載については、「開示すると率直な表現が抑制される等、その目的が損なわれるおそれがある」ことを理由に開示すべきでないとする（「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」平成11年6月16日7頁）。また、高槻市事件の大阪地方裁判所判決、西宮市事件の大阪地方裁判所判決は、調査書の「所見」欄を開示すれば、「教師と生徒の信頼関係を損なう」あるいは「記載が形骸化し、入学者選抜資料としての客観性、公正さが減殺される」おそれがあると述べる（判例時報1534号17頁、判例地方自治187号51頁を参照）。

²⁸ これに対し、赤坂正浩は、「本人には見せないことを前提に、教師が生徒の性格や行動について厳しい評価を下して、それが入試の判定材料にされるとすれば、見せないことが本人に不利益を招くことになる」と述べる（棟居＝赤坂＝松井＝笹田＝常本＝市川『基本的人権の事件簿（第2版）』（有斐閣、2002年）158頁）。松井茂記は、調査書に「誤った情報や不適切な情報がかかれた場合、高校への進学が妨げられるかもしれない。・・・そのような状況の下では、開示を拒否すべき利益よりは、開示を求める子どもの利益の方が上回る」と述べる（前掲注13 51頁）。

²⁹ 米沢広一は、出願後または入試終了後であれば、開示してもよいと述べる（前掲注15「(下)」113頁）。平松毅は、出願前に開示を受けて訂正の機会を得るのは、個人情報保護というよりはむしろ行政手続の問題であると述べる（前掲注2 57頁）。中村誠は、合否発表後の開示では調査書の記載に誤りがあった場合に合否に影響が生じることから、出願前に簡易開示の方式により閲覧の機会を設けることが望ましいと述べる（「教育個人情報開示について」岡山大学法学会雑誌56巻1号（2006年）66頁）。

記事項」に「教科の学習活動」欄が設けられ、「選択教科を中心とする教科の学習活動」において継続性を伴う特に顕著な成果を上げた者につき、その活動が記載されていた。

大阪地方裁判所は高槻市事件で、「各教科の学習の記録」欄および「学習の総評」欄の不開示処分は不当であると判示した。生徒に知らされている情報であるから、判断は妥当であった。神戸地方裁判所は西宮市事件で、「参考事項」欄の不開示処分は妥当であると判示した。生徒に知らされておらず、高校が選抜資料として利用する情報であるから、請求時点が合否発表前ならば不開示、合否発表後ならば開示とすべきであった。東京地方裁判所は東京都事件で、「特記事項」の「教科の学習活動」欄の不開示処分は不当であると判示した。特記事項に記載したかどうかは生徒に知らされておらず、高校が選抜資料として利用する情報であるが、請求時点が合否発表後であるから、判断は妥当であった。

(3) 行動・性格についての評価

行動・性格などについての評価は、「総合所見」欄、「行動及び性格の記録」欄に記号や文章で記載される。平成3年度大阪府公立高校入試調査書では、「総合所見」欄に、性格行動について、その特質を明らかにすると思われる事項や指導上必要な事項が具体的かつ簡明に記載されていた。平成4年度および5年度兵庫県公立高校入試調査書では、「行動および性格の記録」に「所見」欄と「特記事項」欄が設けられていた。「所見」欄は、「基本的な生活習慣」等の項目につき、本人の行動および性格のうち特に優れている項目に○印が記載されていた。「特記事項」欄は、「所見」欄の○印の付いた項目につき、その具体的な事実が文章で記載されていた。

大阪地方裁判所は高槻市事件で、「総合所見」欄の不開示処分は妥当であると判示した。生徒に知らされておらず、高校が選抜資料として利用する情報であり、請求時点が合否発表前であるから、判断は妥当であった。神戸地方裁判所は西宮市事件で、「行動及び性格の記録」の「所見」欄および「特記事項」欄の不開示処分は妥当であると判示した。生徒に知らされておらず、高校が選抜資料として利用する情報であるから、請求時点が合否発表前ならば不開示、合否発表後ならば開示とすべきであった。

(4) 特別活動についての事実および評価

特別活動についての事実および評価は、「総合所見」欄、「特別活動等の記録」欄、「特記事項」欄に文章や記号で記載される。平成3年度大阪府公立高校入試調査書では、「総合所見」欄に、特別活動について、その特質を明らかにすると思われる事項や指導上必要な事項が具体的かつ簡明に記載されていた。平成4年度および5年度の兵庫県公立高校入試調査書では、「特別活動等の記録」欄に、学級活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事への参加態度、生徒会、学級会の委員経験、部活動や学校外における活動状況で顕著なものなどについて記載される。また、受験校において調査書の特別活動や部活動の顕著な内容につき、中学校が「特別扱い」を希望する場合には、その活動の記録、成績、意欲、適正が具体的に朱書きされていた。さらに、意欲を

持って集団活動に参加し熱心に自己の役割を果たしたと認められる場合には、「(1) 活動の意欲」の番号に、所属集団の活動の発展・向上に大いに寄与したと認められる場合には、「(2) 集団への寄与」の番号に○が付されていた。平成9年度の東京都公立高校入試調査書では、「特記事項」に「特別活動等」欄、「その他の活動」欄が設けられ、それぞれ「道徳及び特別活動」、「その他の学校内外の活動」において継続性を伴う特に顕著な成果を上げた者につき、その活動が各該当欄に記載されていた。

大阪地方裁判所は高槻市事件で、「総合所見」欄の不開示処分は妥当であると判示した。事実の記載については、生徒が知っている情報であるから、不開示処分を取り消すべきであった。評価の記載については、生徒に知らされておらず、高校が選抜資料として利用する情報であり、請求時点が合否発表前であるから、判断は妥当であった。神戸地方裁判所は西宮市事件で、「特別活動等の記録」欄の不開示処分は妥当であると判示した。事実の記載については、生徒が知っている情報であるから、不開示処分を取り消すべきであった。特別活動や部活動に対する意欲や適正の記載、「活動の意欲」と「集団への寄与」の評価は、生徒に知らされておらず、高校が選抜資料として利用する情報であるから、請求時点が合否発表前ならば不開示、合否発表後ならば開示とすべきであった。

東京地方裁判所は東京都事件で、「特記事項」の「特別活動」欄と「その他の活動」欄の不開示処分は不当であると判示した。「特記事項」に記載したかどうかは生徒に知らされておらず、高校が選抜資料として利用する情報であるが、請求時点が合否発表後であるから、判断は妥当であった。

(5) 欠席の日数・理由、スポーツテストの記録

欠席の日数・理由は、「出欠の記録」に記載される。平成4年度および5年度の兵庫県公立高校入試調査書では、「出欠の記録」に「欠席日数」欄と「欠席等の主な理由」欄が設けられていた。「欠席の主な理由」欄は、欠席頻度の多い病名、3日以上連続で欠席した場合や出席停止を受けた場合の日数とその理由、10日以上断続的に欠席した場合の具体的な病名、欠席の理由が不登校、登校拒否の場合が文章で記載されていた。スポーツテストの記録が記載されるところもある。前述の兵庫県の調査書では、「記録・得点」欄と「備考」欄が設けられていた。「記録・得点」欄は合計点のみが記載され、体育科を志願する者、中学校が運動部での「特別扱い」を希望する者については各種目の記録と得点もあわせて記載される。「備考」欄は、テストの一部または全部を受験していない者についてはその理由が記載される。

神戸地方裁判所は西宮市事件で、「出欠の記録」の「欠席の主な理由」欄、「スポーツテスト」の「備考」欄の不開示処分は妥当であると判示した。いずれも、生徒が知っている情報であるから、不開示処分を取り消すべきであった。

おわりに

本稿では、裁判例を素材に、評価の性質を教育学の観点から捉え直した上で、文書、項目および記載内容の不開示事由該当性を検討した。そして、個人情報保護条例等の解釈やそれに基づく判断基準に従い、教育記録の不開示事由該当性が明らかになった。

第一に、指導要録は、児童生徒の発達段階や在学関係、文書や評価の性質を検討した。請求者が在学児童生徒の場合、①事実の記載と知らされている評価の記載については開示とすべきである。②学習評価の記載については、目標準拠評価は開示、個人内評価は教員の説明を補って開示、絶対評価と相対評価は不開示とすべきである。③人物評価の記載については、個人内評価は教員の説明を補って開示、絶対評価は不開示とすべきである。請求者が卒業生の場合は、①事実の記載、②学習評価については不開示事由に該当しないが、③人物評価の記載については、絶対評価は教員の説明を補って開示、個人内評価は開示とすべきである。請求者が保護者の場合は、すべての記載について教員の説明を補って開示とすべきである。

第二に、調査書は、開示制度の有無と開示の時期を検討した。①事実の記載と知らされている評価については開示とすべきである。②知らされていない評価については、合否発表前ならば不開示、合否発表後ならば開示とすべきである。

しかし、本稿の議論には限界があることを認めなければならない。

第一に、開示実施の方法についてである。本来、個人情報保護条例による個人情報の開示とは、文書の原本または写しをそのまま見せることであり、実施機関が説明を補うという形は想定していない。しかし、指導要録の場合、様々な配慮が必要である。また、指導要録を記載した教員が転任あるいは退職している場合、補足説明を得ることは難しい。

第二に、調査書の訂正の機会についてである。調査書の取り扱いは公正さが求められるため、個人情報保護条例の下では、出願前は開示が認められず、訂正機会は保障されない。調査書の正確さや適切さの確保は、むしろ適正手続きの問題である。

情報の公開や本人開示は社会の趨勢となっており、教育機関の保有する情報もその例に漏れない。しかし、文部科学省や教育課程審議会は、教育学の観点から最も望ましい評価行為や教育記録の在り方を求めて研究、改善を図るべきである。また、憲法や教育法の学界も、教育学の理論を十分に踏まえて議論を組み立て、個人情報保護条例に基づく教育記録の保護の限界や課題を明らかにすべきである。

(研究紀要編集部は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する、2008年4月22日付)。